

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

要綱

第一 構造改革特別区域法の一部改正（改正法第一条関係）

一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している社会教育施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができることとする措置を追加すること（第二十九条関係）。

二 次に掲げる法律の特例についての規定を削除すること。

1 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等の特例（第十一条関係）

2 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業に係る刑事収容施設法等の特例（第十一条の二

関係）

第二 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正（改正法第二条関係）

刑事収容施設法等の特例に関する措置を追加すること（新第三十三条の三関係）。

一 法務大臣は、刑事施設等の運営に関する業務のうち次に掲げるものであって、当該刑事施設等の被収容者等の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者を実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの（以下「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるものとする。

- 1 刑事収容施設法の規定による被収容者等の識別のための検査（写真の撮影、指紋の採取等に限る。）の実施に係る業務
- 2 刑事収容施設法の規定による金品の検査（書籍等の内容に係るものを除く。）の実施及び書籍等の内容に係る検査の補助に係る業務
- 3 刑事収容施設法の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務
- 4 刑事収容施設法の規定により領置することとされた物品の保管に係る業務

- 5 刑事収容施設法の規定による健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定によるものを含む。）の実施に係る業務
- 6 刑事収容施設法に規定する目的を達成するための被収容者等の行動の監視及び刑事施設等の警備（被収容者等に対する有形力の行使を伴うものを除く。）に係る業務
- 7 刑事収容施設法の規定による着衣、所持品及び居室の検査の実施等に係る業務
- 8 刑事収容施設法に規定する作業に関する技術上の指導監督の実施に係る業務
- 9 刑事収容施設法に規定する受刑者の資質及び環境の調査の実施に係る業務
- 10 刑事収容施設法の規定による改善指導、教科指導等（講習、面接その他これらに類する方法によるものに限る。）の実施に係る業務
- 11 刑事収容施設法に規定する職業訓練の実施に係る業務
- 12 刑事収容施設法の規定による信書等の検査の補助（法務大臣が定める方法によるものに限る。）に係る業務
- 13 刑事収容施設法の規定による信書等の保管及び複製の作成に係る業務

- 二 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件に関すること。
- 三 一定の者の特定業務への従事の禁止に関すること。
- 四 法務大臣が、特定業務の停止を命ずることができる要件に関すること。
- 五 法務大臣が、特定業務の停止を命じたときの官民競争入札等監理委員会への通知、公表に関すること。
- 六 法務大臣が、契約を解除することができる要件に関すること。
- 七 その他、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項として省令で定める事項に関すること。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること（改正法附則第一条関係）。
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること（改正法附則第二条から第四条まで、第六条及び第七条関係）。
- 三 その他所要の改正を行うものとする（改正法附則第五条関係）。